

憲法 出題の意図

問題1

最高裁判所平成9年9月9日第三小法廷判決（民集51巻8号3850頁）をモデルにした設問である。国会議員の免責特権の及ぶ範囲、および免責がされる場合における国家賠償との関係を理解していることが必要である。ただし、最高裁判所判決の結論に従う必要はかならずしもなく、自分なりに論理立てた考察がされていればよい。

国会内の委員会において、国会議員としての職務を果たすためにされた言論であるので、免責特権の対象となることは容易に理解できる。判例においては、免責特権の対象となる以上は、国家賠償法上の違法ともならないと判断しており、国家賠償法上違法となるのは、国会議員がその職務とはかかわりなく違法または不当な目的をもって事実を摘示する場合、あるいは虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示する場合など、国会議員の権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とする、と述べている。

この判決については、議員個人の免責特権が認められるケース全てについて国家賠償を排除するとしたことに、学説の批判も強い。また、判例のいうような特別の事情がある場合にはそもそも免責特権の対象にはならないという相対的免責特権説もある。さらに、免責特権が認められる場合には違法性の認定が困難であることから、国家賠償ではなく損失補償が認められるべきであるとする説も存在する。

問題2

政教分離について、適切に理解し説明できるかを問う問題である。政教分離は、信教の自由を守るための制度的保障として定められたものであり、そのために20条1項で宗教団体が国から特権を受け、政治上の権力を行使してはならないこと、3項で国及びその機関が宗教的活動をしてはならないこと、89条で公金を宗教団体の使用、便益、維持のために支出し、又はその利用に供してはならないことを定めている。すなわち、国家の非宗教性と宗教的中立性を、その行為と財政の両面から規律しているのである。